

日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部における「教学マネジメント指針」

本学では、赤十字の理念を基調とした「人道」の建学の精神を踏まえ、全課程における教育を支えるマネジメントのあり方について、日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部規程（１－７－６）に教学マネジメント・ポリシーを定めている。

本教学マネジメント指針は、本学のマネジメント・ポリシーを踏まえ、２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）^{１）}において課題とされた今後到来する予測困難な時代にある高等教育改革の実現すべき方向性として求められる「学修者本位の教育の実現」を目指し、中央教育審議会大学分科会（令和２年１月２２日）で検討された「教学マネジメント指針」^{２）}、さらに同分科会において検討された教学マネジメント指針の追補（令和５年２月２４日）^{３）}として、大学教育の改善に重要な位置を占める大学入学者選抜について、教学マネジメントの確立に当たって確実に実施されることが必要と考えられる取組や留意すべき点等を基に作成した。これまでも教育の質を保証するため、自主的な教育改善を行ってきたが、「自律的な学修者の育成」を進めるために、教育を目的とする組織としての大学が、教学マネジメントという考え方を重視していく必要がある。

教学マネジメントとは

教学マネジメントとは、「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義する。教学マネジメントの確立に当たっては、学修者本位の教育の実現のために、教育提供者の目線ではなく、学修者本位の教育に向けて、学内における委員会活動などの取組を有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善につなげていくものである。

本指針は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」の３つのポリシーに基づき、学修者本位の教育の実現をめざし、教育改善に取り組むための指針である。同時に、教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を社会に対して示すものである。

教学マネジメントの確立にあたっては、学長、学務部長、学部長、学科長、研究科長が個々の学位プログラムの構築・運営に責任を負う。また、実際に教育に携わる教職員も「教学マネジメントの指針」を踏まえて教育改善に取り組む。

Ⅰ．「三つの方針」を通じた学修目標の具体化について

大学における３つのポリシーは、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる重要なものである。特に「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきもので、具体的かつ明確に定められることが必要である。また、教学マネジメントの確立に当たっては、教育の成果を学位プログラム共通の考え方やアセスメントプランに則って点検・評価することが必要である。

１．大学全体レベル

- ・ 大学入学者選抜の検討に際しては、最初に「アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）」を策定する。「アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）」に示す資質・能力等は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえつつ設定される。また、在学中の教育課程、特に初年次に開設された授業科目を履修するために必要な資質・能力等を備えているかということも踏まえる。
- ・ 「アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）」には、①入学前にどのような資質・能力等を身につけていることを求めるのか、②それをどのような基準・方法によって評価・判定するのかについて具体的に示す。また、当該資質・能力等が評価・判定できるよう、選抜方法の組み合わせや、具体的な評価・判定の基準・方法等を定める。
- ・ 大学入学者選抜が、求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を行い、その結果を踏まえて「アドミSSION・ポリシー（入学者受入れの方針）」等の見直しを実施する。
- ・ 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方やルーブリック等の尺度に則って点検・評価を行うことが必要である。その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について、三つの方針の内容に則してあらかじめ定めておく必要がある。
- ・ 学修者本位の教育への転換の観点からは、各学位プログラムを横断して学位の名称（看護学、介護福祉学）にふさわしい学修目標となっていることについて、各学位プログラムにおいて適切な策定プロセスが踏まれているかを中心に、事前に確認を行う。あわせて、各学位プログラムにおいて、アセスメントプラン等に従い、日常的な点検や総合的な点検・評価が行われているかを確認する。

２．学位プログラムレベル

- ・ 学位プログラム毎に定める「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」は、在学生に対しては、学生自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるも

のであり、対外的には卒業生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能すべきである。したがって、学位プログラムとしてふさわしい具体的かつ明確な学修目標を示す必要がある。

- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」における学修目標は、卒業生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明らかにして策定される必要がある。その際、学修目標は、学修成果や教育成果を、定量的又は定性的な根拠に基づき評価できるものとする必要がある。そのため、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を記述する際は、原則として「学生は、～することができる」という形式にする。
- ・ 学位プログラムの構築・運営に責任を担う学部長、学科長、研究科長等や実際の運営に携わる教員は、学生に授与する学位の名称に対して、学修目標及び学修内容が適切なものとなっていることを客観的に説明できることが重要である。併せて、それぞれの学位プログラムにおいても、アセスメントプラン等に従い、日常的な点検や総合的な点検・評価を行う。

Ⅱ．授業科目・教育課程の編成・実施について

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程の編成が必要である。編成に当たっては、授業科目の過不足ない設定、各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件の検証が必要である。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが必要である。

シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要であり、かつ、成績評価の基点となるものであることも踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標を、授業科目・教育課程の編成において具体化し、客観的な点検・評価を可能にする必要がある。この観点から、授業科目を担当する教員は、当該学修目標を達成でき、かつ点検・評価も可能な授業科目・教育課程を具体的に構築することができるような、当該学問分野における専門性が必要となる。

1. 大学全体レベル

教育課程の編成・実施は、大学全体のレベルにおいても組織的に行われる必要がある。このため、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」や「カリキュラム・

ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を踏まえ、各学位プログラムにおいて適切な編成プロセスが踏まれていることを中心に、事前に確認することや日常的な点検及び総合的な点検・評価が行われているかを確認する。

2. 学位プログラムレベル

- ・ 授業科目・教育課程の編成・実施は、学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、学部長、学科長、研究科長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整える。
- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。同方針との関係が明らかでない授業科目については、内容の見直しや取りやめの検討が必要となる場合もあることに留意する。
- ・ 体系的な教育課程を編成する際には、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討する。
- ・ 「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類する。
- ・ 「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証する。
- ・ 学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とする上では、必修科目の適切な設定や、学生の同時履修授業科目数の大胆な絞り込みが求められる。しかし、本学部、短期大学部は、看護師、保健師、養護教諭、介護福祉士の資格や免許取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されているため、科目設定には制限がある中での検討が必要である。
- ・ シラバスの具体的な内容は教員が作成するが、学位プログラムレベルにおいて、シラバスに記載すべき項目の設定や「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」と各授業科目の到達目標の関係の検証等が責任を持って行われる必要がある。

3. 授業科目レベル

- ・ 個々の授業科目の到達目標は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標を更に具体化する観点から「何を学び、身に付けることができるのか」を意識して設定する。
- ・ シラバスは、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要であり、単なる講義概要にとどまることなく、授業の行程表として機能するとともに、「何を学び、身に付けることができるのか」（到達目標）を明確に定め、適切な成績評価を実施できるように作成する。

- ・ シラバスの作成にあたっては、①授業科目の目的と到達目標、②「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標と授業科目の到達目標の関係、③授業科目の内容と方法、④授業科目の計画、⑤成績評価基準、⑥事前学修と事後学修の内容等を盛り込み、到達目標は、「学生は、～することができる」という形式で記述する。

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化について

学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価し、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多元的な形で行う必要がある。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

- ・ 学修成果とは、「一人一人の学生が自らの学びの成果」であり、学生自身が身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに学生が自ら説明できるように複数の情報を組み合わせた多元的な形で行われることが必要である。
- ・ 教育成果とは、「学位プログラムを通じてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に定める資質・能力を備えた学生を育成できていることの成果」である。学修成果と同様に説明できることが必要である。
- ・ 本学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。その上で、把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、学修目標の達成に向けた既存の教育課程や個々の授業科目・教育手法の見直し、さらには「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」の見直し等の改善につなげていく。
- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化については、全ての学修成果・教育成果を網羅的に把握することはできない。また、把握した学修成果・教育成果の全てが必ずしも可視化できるわけでもないという限界が存在すること等に留意する必要がある。

- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化は、あくまで一人一人の学生のため、大学の教育改善のために行われる取組であって、「測定のための測定」にあってはならないことを常に意識する必要がある。
- ・ 成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提であることに留意する必要がある。

1. 大学全体レベル

【成績評価】

- ・ 大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、成績評価に関する大学としての考え方を内外に示すため、成績評価に関する全学的な基準を策定、公表するとともに、授業科目における到達目標の達成水準との関係について公表を行う。

【学修成果・教育成果の把握・可視化】

- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化に用いることができる情報は、世界的に標準化されたものがあるわけではなく、また、その仕組みを構築し、その結果に対し学内外の理解を得ることは相応の時間が必要な困難な取組である。そのため、本学においては、大学、短期大学部の教育理念に則し、自主的に策定・開発を計画的に進めていく。
- ・ 学長は、学修成果・教育成果の多元的な把握・可視化を行い、教育改善を進めるために、教育改善を進めることができる全学的な組織を整備する。

2. 学位プログラムレベル

【成績評価】

- ・ 厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上の観点から、各授業科目の到達目標について、ルーブリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにしておく。
- ・ 各授業科目において、あらかじめ定められた成績評価基準を踏まえて意図されたとおりの成績評価が行われているかを事後的に検証する仕組みを作り、実施していく。

【学修成果・教育成果の把握・可視化】

- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化を考える上で、個々の授業科目の成果や大学内外における様々な学生としての活動の成果が、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた資質・能力を身に付けることにどのように寄与しているかを明らかにすることが重要である。
- ・ 単に、授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果・教育成果の把握・可視化としては不十分であり、学部、研究科、短期大学部が自ら様々な情報を組み合わせて「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが必要である。その際、エビデンスとして使用可能な情報

について、同ポリシーの各項目に紐付けて整理し、同ポリシーに定められた資質・能力を身に付けていることを示していく。

- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報としては、以下の①、②のようなものがあげられる。それらの項目や分類も参考としつつ、自主的・自律的な判断とその責任の下で進めていくことが必要である。

①大学の教育活動に伴う基本的な情報で、学部、短期大学部、研究科において収集可能と考えられるもの

- ・ 各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間

②教学マネジメントを確立する上で学部、研究科、短期大学部の判断の下で収集することが想定される情報

- ・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価
- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化にあたっては、上記のような情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、多様な組み合わせを包括的に示し、一人一人の学生が様々な形でエビデンスとして活用できるようにするために、学修ポートフォリオの利用を検討する。さらに、学生の同意のもとで学修ポートフォリオに蓄積された情報を、就職先等の社会に向けて提供していくことも検討する。
- ・ 学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた資質・能力の修得状況を評価する。

3. 授業科目レベル

【成績評価】

- ・ 「各授業科目における到達目標の達成状況」は、学修成果・教育成果の把握・可視化における最も基本的で、出発点として位置付けられる。そのため、個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施する。

- ・ 成績評価は、各授業科目における「何を学び、身に付けることができるのか」という具体的な到達目標に照らして、できるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映させる。
- ・ 公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法やその配点基準をあらかじめ明確にしておく。

Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、教学IR体制の確立）

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。本学は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義しているが、教職員個々の能力向上を目指して、適切なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく。

加えて、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進める。

【FD・SDの高度化】

- ・ 学修者本位の教育を提供するための新たな教授法や教育プログラムを提供するに当たっては、それを設計・実施する教員個々人の研鑽や努力のみに期待するのではなく、それに必要な知識・技能等を身に付けられる研修の実施等、組織的かつ体系的なFD・SDの実施が不可欠である。
- ・ FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報を共有し、明らかになった課題を分析し、これに対応するための改善方策を立てるなど、多くの教職員の参画を得ながら、実際に教育を改善する重要な活動と位置付けられる。
- ・ 教学マネジメントを機能させるためには、教育理念や「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を踏まえた望ましい教職員像をFD・SDを通じて共有し、関係者間で共通理解を進めていく。

【教学IR体制の確立】

- ・ 教学IRの主たる役割は、大学全体の関係者が教学改革について正しい判断を行うために必要なデータを収集・分析し、一定の目標達成に資する情報として提供することにある。

1. 大学全体レベル

【FD・SDの高度化】

- ・ 教学マネジメントを円滑に実施していくため、学長・副学長、学務部長は、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果も踏まえ、大学全体としての教育理念や三つの方針を適切に設定したり、見直したりするための研修会等のFD・SDを、定期的に企画・実施する必要がある。
- ・ 組織的かつ体系的なFD・SDを学内で継続的に実施するため、教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用や、FDの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた専門人材の確保・育成を進める。
- ・ 学内において専門人材を確保・育成できない場合においても、先進的な取組を行う大学やFD・SDに関する教育関係共同利用拠点との連携、コンソーシアムへの参加等、自学の教職員に対しFD・SDの機会を提供できる環境づくりに努める。

【教学IR体制の確立】

- ・ 教学IR部門の役割は情報の収集・分析であり、分析の結果得られた情報を踏まえて教育改善のための判断を下すことは、学長をはじめ、学務部長、学部長、学科長、研究科長の役割である。
- ・ 教学IR部門が学内の様々な学部・部署から円滑にデータを収集し、適確な分析を行うために、学長は、教学IR部門に必要な権限を付与するなどの環境整備を行う。
- ・ 教学IRに必要となる学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上では、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱に関する定め等の学内規程等の整備を進める。

2. 学位プログラムレベル

【FD・SDの高度化】

- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」を踏まえ、学位プログラムが目指す教育を提供するために当該プログラムにおいて、教職員に求められる資質・能力を望ましい教職員像をもとに、教職員の経験等に応じて体系的にFD・SDの機会を提供する。
- ・ 教員としての経験が少ない新任の教員や実務経験のある教員の採用のタイミングで、大学教員に一般的に求められる基礎的な知識・技能や学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDを行う。
- ・ 教員としての経験を有する者に対しても、新たに着任した場合や組織内で担う役割が変化した場合等、節目となる時点を中心に、教員としての知識・技能のアップデートを図る観点から、個々の教員の状況等に合わせて適切なFD・SDを実施する。

【教学IR体制の確立】

- ・ 教学 I R は、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に則した学修者本位の教育が提供されているか、そのために改善すべき点は何か、同方針そのものを改善すべき点はないかといった観点から、適切なタイミングで実施していく。
- ・ 教学 I R は、学修成果・教育成果の把握・可視化と密接に関わるものであることから、学部長、研究科長、学科長等は重点的に把握・可視化すべき学修成果は何か、どのような分析を加えて欲しいのか等の要望を教学 I R 部門に対し適確に伝え、学内で連携を図り取組を組織的に進めていく。

3. 授業科目レベル

【F D ・ S D の高度化】

- ・ 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に則した最適な教育を提供するためには、学位プログラムにおける個々の授業科目を担当する個々の教員が同方針そのものや個々の授業科目との関係を理解・認識する。
- ・ 個々の教員に対し大学の教員に一般に求められる基礎的な知識・技能及び学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるための F D ・ S D を実施していく。

【教学 I R 体制の確立】

- ・ 個々の授業科目との関係では、教学 I R は当該授業科目が「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」との関係で期待される役割を果たしているか等、マクロな観点からの授業科目の検証・改善を行う。
- ・ 授業科目単体として学生の参加意欲や興味・関心を高めるためにはどうすればよいか等のミクロな観点からの授業科目の検証・改善にも用いることが可能であり、適切な目標設定の下に実施していく。

V 情報公表

情報公表は、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことであり、大学教育の質の向上という観点からも重要である。本学は、本学の特色を生かして学修者本位の観点から教育を充実していくためにも、学生の学修成果や教育成果に関係する情報をより自発的・積極的に公表していく。

また、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進める。

- ・ 本学は、自らの強み・特色を生かして恒常的に教育に関する質の維持・向上を図っている。このことを、社会に対して公表する営みは、本学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面があると考えられる。

- ・ 本学における学修成果や教育成果、大学教育の質に関する情報を大学内部にとどまらず、より自発的・積極的に社会に対し公表していくことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多元的な尺度に基づき理解されることを促進していく必要がある。
- ・ 本学が地域社会や産業界等と恒常的な「組織対組織」の連携を深め、その協力を継続的に得ていくためには、大学内部の取組が理解されることが必要である。そのため、積極的に情報公表を行っていくことにより外部の期待に応えていることを示し、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することが求められる。
- ・ 可能な限り広範で具体的な情報を外部に発信し、外部からの適切な評価や支援を教学マネジメントの各局面で生かすことで、社会からの評価を通じた教育の質の向上や、入学希望者のミスマッチの回避を図っていく。
- ・ 大学の活動は多面にわたっていることから、情報公表を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿をできるだけ包括的に描き出す必要がある。個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があることから、個々の情報に対する分析や解説を、その根拠と併せて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用する。

・

1. 大学全体レベル

- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から、学生が自らの学修成果を自覚し、説明できるようになることや、大学が教育成果をエビデンスとともに説明できるようにする必要がある。情報公表においては、当事者である学生や学外者でも理解できる内容・表現とすることで、関係者に対して誠実な情報公表を行う。
- ・ 大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものとしては、以下のようなものがあげられる。情報の収集にあたっては、教学IR部門との連携を構築し、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上で行う。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報

① 大学の教育活動に伴う基本的な情報

各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間

② 教学マネジメントを確立する上で収集することが想定される情報

「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価

（２）学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報

① 大学の教育活動に伴う基本的な情報

入学者選抜の状況、教員一人あたりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況

② 教学マネジメントを確立する上で収集することが想定される情報

GPAの活用状況、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況、ナビリングの実施状況、教員の業績評価の状況、教学IRの整備状況

引用文献

１）文部科学省：２０４０年高等教育グランドデザイン（答申）

https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf

２）文部科学省：教学マネジメント指針（中教審）

https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt_daigakuc03-000004749_001r.pdf

３）文部科学省：教学マネジメント指針（追補）

https://www.mext.go.jp/content/20230228-mxt_daigakuc01-000004749_1.pdf

附則：この指針は令和３年３月１１日から施行する

附則：この指針は令和６年１０月３日から施行する

附則（大学及び短期大学名称変更）：この指針は、令和７年４月１日から施行する。